

留置施設等におけるオンライン接見について具体的議論を求める会長声明

1 現在、刑事手続のIT化の議論が、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」（以下、「本検討会」という。）で進められている。本検討会では、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関し、現行法上の法的課題を抽出・整理した上で、その在り方が検討されている。

2 本検討会における論点項目について、「書類の電子データ化、発受のオンライン化」「捜査・公判における手続の非対面・遠隔化」が主に挙げられており、この中に被疑者・被告人との接見交通が論点項目として掲げられている。

3 現在、日弁連では、逮捕段階における公的弁護制度の創設が議論されている。逮捕された被疑者は、弁護人との初回接見までの間、弁護人からの助言を受けることのないまま捜査機関の取調べに晒されることになる。したがって、弁護人は、1分1秒でも早く、被疑者と接触し助言を与える必要がある。そのため的手段として、オンライン接見を選択肢の一つに加えることは、極めて重要なことであると考えられる。

特に茨城県内には、例えば神栖警察署のように、遠方であり接見交通に多大な時間を要する警察署が複数存在する。弁護人が遠方の留置施設へと移動するまでの間にも、被疑者は弁護人の助言を受けることのないまま捜査機関の取調べに晒されることになるのであり、オンライン接見を選択肢の一つに加える必要性は大きい。

4 オンラインによる接見や書類の授受を含む接見交通のオンライン化については、対面接見に比べて弁護人との秘密接見交通の確保につき懸念が生じうることは避けられず、この点についての十分な配慮と対策が必要である。

また、迅速な初回接見のためにはオンライン接見の時間や場所の制約を最低限とする必要がある。

さらに、接見一般の問題であるが、電子的に開示された証拠を接見時に表示するための電子機器の利用が当然に許容されることが重要である。

このような状況下において、当会は、オンラインを活用した接見交通について

の議論が今後も本検討会で継続的になされていくことについて、重大な関心を抱いている。

- 5 もちろん、刑事弁護では、逮捕勾留されている被疑者・被告人と可能な限り直接面会し、信頼関係の構築に努めるなどして、最善の弁護活動が追求されるべきである。

秘密性の確保されたオンライン接見が実現されたとしても、対面接見の重要性はいささかも揺るがないのであり、警察署や拘置所などの複数の接見室設備など対面接見室の充実等が今後も図られていかなければならない。

- 6 刑事手続のIT化の議論は、何よりも被疑者・被告人の人権保障を拡充する観点で進められるべきである。当会は、オンラインを活用した接見交通について、本検討会にて更に具体的な議論が尽くされることを求める。

2022年（令和4年）1月11日

茨城県弁護士会

会 長 木名瀬 修 一